

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設整備事業 (村上福岡地区)	村上福岡地区 (工区)	合同会社南相馬村上 福岡ソーラー

図面記号										
M - 2 4										
1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印	住所						
	譲受人	合同会社南相馬村上福岡ソーラー 代表社員 一般社団法人MMFホールディング 職務執行者 添谷 信隆		印	福島県相馬市中村字桜ヶ丘84番地					
	譲渡人	別紙1のとおり								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の 使用収益権が 設定されている 場合		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法	
	別紙2のとおり									
計		447m <sup>2</sup> (田447m <sup>2</sup> 畑 0m <sup>2</sup> )								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期		権利の 存続期間		その他			
	地上権	設定	復興整備計画 公表後		23年間					
4 転用することによって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	土地の造成(地盤改良)により太陽光発電事業用地の排水量が従前よりも大きくなることから、太陽光事業用地を調整池(オンサイト方式)とし、周辺農地への影響を及ぼさないよう排水量を調整する。 日照等についても施設が低層であり、周辺農地への影響についても特段の問題はない。									

(別紙2)

## 2の欄 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 ( $m^2$ )	所有権以外の使用収益 権が設定されている場 合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都 市 計画法
小高区福岡字大明神	168番1	田	田	338	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
小高区福岡字大明神	168番2	田	田	109	なし	なし	農振地域内 農用地区域内	非線引き都市 計画区域の用 途地域外
計	2筆	447 $m^2$		(田 447 $m^2$ 、 畑 0 $m^2$ )				